

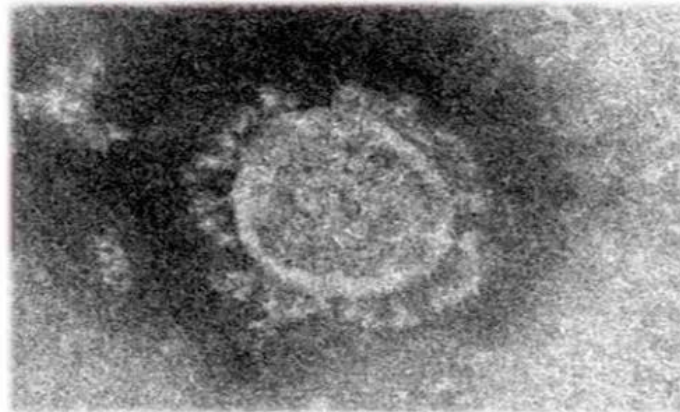
# 新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル ( R3.5.24 Ver2 )

## 原則

- ◎登校前に発熱、かぜ症状（咳・息苦しさ・強いだるさ・頭痛、嗅覚・味覚の異変など）疑わしい症状がある場合は登校・出勤しない。
- ◎3密「換気の悪い密閉空間」「多くの人数が集まる場所」「近距離での会話や発声」回避を意識し、同時に重ならない環境づくりに努める。
- ◎感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように指導する。個人情報の取り扱いには十分留意する。

中学校 第3学年「(1) 健康な生活と疾病の予防」

単元名「感染症の予防」  
(新型コロナウイルス感染症)



文部科学省 国立感染症研究所が撮影した新型コロナウイルスの電子顕微鏡写真

磐田市立豊岡中学校

## 目 次

I	行動指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 1
II	感染防止のための基本的注意事項・・・・・・・・	p 2
III	出席停止・臨時休業、教職員の休暇の考え方・・・・・・・・	p 5
IV	教育活動における留意事項・・・・・・・・	p 6
	1 各教科学習等	
	2 給食時・清掃時・休み時間	
	3 集会・儀式的行事	
	4 校外活動	
	5 部活動	
	6 体育大会・修学旅行	
	7 健康診断	
V	保護者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・	p 9
VI	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	p 9

## 「新しい生活様式」の実践

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

## 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

## 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

## 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

## 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

## 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

## 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

## Ⅱ 感染防止のための基本的注意事項

### 1 発熱・かぜ症状等のある生徒の確認

- (1) 家庭での健康観察 **健康チェック表の提出 ⇒ 担任確認**  
毎朝、登校前に検温し、かぜ症状等の有無を確認する。「健康チェック表」は保護者がサインして学級担任に提出する。  
発熱、かぜ症状（せき・息苦しさ・強い倦怠感・頭痛、嗅覚・味覚の異変など）等がある場合は、登校を控える。出席停止については、学校が症状を確認した上で停止か病欠かを判断する。
- (2) 昇降口での対応 **生徒の表情や様子 ⇒ 学年主任確認（手指消毒しながら）**  
体調がすぐれない場合やかぜ症状等がある場合は、教室に入らず保健室にて検温及び健康状態を確認する。  
※ 基本的には、発熱・かぜ症状等がある場合は、教室に入れなくて保健室に来室させる。  
※ 平熱が37℃前後ある生徒については、保護者と相談のうえ個別対応とする。
- (3) 職員室・事務室での欠席連絡への対応【教頭対応を基本(場合により養教)とする】  
**電話による確認 ⇒ ホワイトボード記入 主任・担任・養護教諭は確認**  
保護者からの欠席（遅刻）連絡で、理由が「発熱」「かぜ症状等」の場合は、症状を確認した上で、停止や病欠の判断をすることを伝える。  
※ 緊急事態宣言解除後は、原則、登校することとなるため、出席停止の判断は学校が行う。
- (4) 教室での対応 **健康観察表 ⇒ 保健室**  
朝、担任は、出席生徒の表情と健康チェック表を確認する。健康チェック表、検温忘れの生徒は、教室で検温し確認する。朝の会終了後、保健委員を通じて「健康観察表」を保健室に提出する。欠席・遅刻等のチェックのみにしない。  
健康観察は、授業の前後・給食時・昼休み・放課後等も随時行う。体調不良者については、随時、養護教諭に引き継ぐ。また教室で観察する場合は、必ず次時の教科担任に引き継ぐ。  
  
※ 教職員についても、毎朝の体温を測り「健康チェック表」に記録する。発熱・かぜ症状がある場合は症状が消失するまで出勤を控える。

### 2 クラスタ発生リスクを下げるための環境づくり

- (1) 基本的な感染症対策 **手洗い マスク着用 手指消毒**
- ① 石けんを使って30秒間丁寧に手を洗う  
登校直後・給食前・体育の授業後・トイレの後は必須。手指消毒液は、手が水にぬれた状態で使用しない（効果半減）。
  - ② マスクの着用  
原則、マスク着用は必須。ただし、状況（流行状況・活動内容・季節など）によって着用しない場合もある。必要に応じて指示する。その場合、咳エチケットに留意する。
- (2) 教室内の換気・配席の工夫等 **常時、対角線上に2方向の窓を開ける**
- ① 教室・廊下の窓は、常時開けておく。冬季は開窓幅を狭めるが、服装などを配慮する。
  - ② 座席間は可能な限り離す。できれば1 m以上。
  - ③ グループ活動は可能な限り控える。
  - ④ エアコンは欄間を開けたまま稼働する。気温・湿度により、休み時間10分換気する。
- (3) 校舎内の消毒の実施 **給食前・放課後は一斉実施 授業内では随時実施**
- ① 始業前：水道・トイレ等を養護教諭・支援員等が消毒液（エタノール等）で消毒する。
  - ② 給食前：担任（生徒当番も可）が配膳台等を消毒液で消毒する。
  - ③ 放課後：多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ・スイッチ等）は消毒液を使い消毒する。

## **消毒すべき箇所**

手指がよく触れる場所は汚染されている。プラスチックや金属は、4日以上ウイルスが生存しているため、特に消毒が必要となる。

### **<教室・特別教室内>**

机 イス 教卓 ロッカー 出入口の扉 窓（カギ・わく部分） 照明のスイッチ  
掃除道具 壁面 床 教材・教具・本など

\*噴霧できないものは、ペーパータオルに液を染み込ませて拭く。

### **<廊下・階段・手洗い場>**

蛇口 手洗い場周辺 窓（カギ・わく部分） 壁面 床 照明のスイッチ 手すり

### **<トイレ>**

ドア 便器 水栓レバー・ボタン 蛇口（その周辺） 窓（カギ・わく部分） 壁面  
床 照明のスイッチ

\*液を染み込ませたペーパータオルで拭く物

電話 楽器 タブレット パソコンなどの精密機器

### **<楽器・タブレット・パソコン**

### **使用前後の 手洗い + 手指消毒 を徹底>**

普通教室の消毒実施完了確認は、学年主任が行い、教頭へ報告する。

## **3 心のケアについて**

生徒の心身の健康状態を確認・把握に努める。

- (1) 必要な生徒には、学級担任による教育相談や養護教諭による健康相談を行う。
- (2) スクールカウンセラーによる支援を行うなどして、心の健康問題に取り組む。
- (3) アンケート等を用いて、児童生徒が発する小さなサインを見逃さないようにする。
- (4) これまでいじめを受けたことのある児童生徒や、不登校（傾向）にある児童生徒等は特に注意して観察する。

## **4 感染者・濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止について**

新型コロナウイルス感染症予防は、児童生徒及びその家族、教職員の健康の保持増進が目的であり、感染者や濃厚接触者とその家族、この感染症の治療にあたる医療関係者とその家族等を差別したり、排除したりするものではない。

- (1) 生徒・保護者には正しい情報や知識を授業や各種たより（ホームページ）等で発信する。
- (2) 生徒や保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底する。罹患した場合も、いたずらに感染者が特定されないことがないように十分配慮する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多く見られることから、誰もが感染の可能性があることを考えると、「〇〇〇の国や地域からの子どもや保護者がいるなら学校には行かない」「〇〇〇の国や地域の子どもが感染症を広めている」といった偏見や差別につながるような言動に対し、断じて許されないことであるという毅然とした態度で対応する。





# 感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ①手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ②咳エチケット

### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する  
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで  
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに  
咳やくしゃみをする

### 正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を  
確実に覆う

2 ゴムひもを  
耳にかける

3 隙間がないよう  
鼻まで覆う



咳やくしゃみを  
手でおさえる



首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

■ 詳しい情報はこちら

厚生労働省

検索



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

# 3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い  
密閉空間



②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には  
消毒などを行ってください。

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

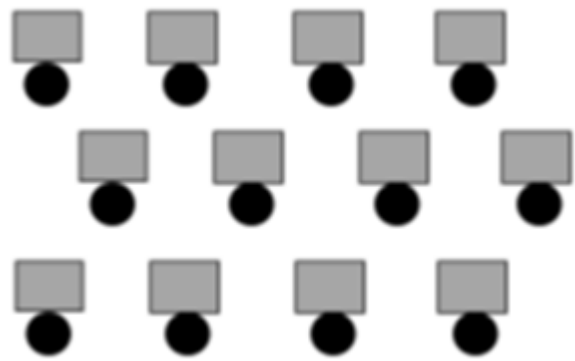
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省 コロナ



## 教室内の座席配置

<前後、または左右交互にずらす>



### Ⅲ 出席停止・臨時休業、教職員の休暇の考え方

#### 1 出席停止の考え方

以下を原則とし、市教委の指示により対応する。

- (1) 生徒に感染または感染の疑いが出た場合
- ① 本人が感染した場合、出席停止とする。  
理由：「新型コロナウイルス感染症」
  - ② 本人が濃厚接触者または濃厚接触者の可能性がある場合、出席停止とする。  
理由：「感染症予防のため」
  - ③ 疑わしい症状（発熱、かぜ症状等[せき・息苦しさ・強い倦怠感・頭痛、嗅覚・味覚異常など]）がある場合、原則として出席停止とする。  
理由：「感染症予防のため」
  - ④ 同居の家族が感染者または濃厚接触者と認定された場合、当該生徒は出席停止とする。  
理由：「感染症予防のため」
  - ⑤ 家族に発熱やかぜ症状等があり、コロナウイルス感染の疑いも予想される場合、生徒は無症状であっても、登校を控えるように指示し、出席停止とする。  
理由：「感染症予防のため」
- (2) 基礎疾患等のある生徒への対応  
呼吸器疾患（ぜん息）、心疾患の基礎疾患がある生徒は、感染リスクが高く重症化しやすいため、保護者の判断で欠席の希望があれば、感染症予防のため「出席停止」とする。
- (3) 教職員の休暇等の考え方  
安全を最優先に考える観点から、生徒の対応と同じく、発熱・かぜ症状がある場合は出勤せず休暇をとる。
- ① 感染者と診断された場合、「病気休暇」とする。
  - ② 濃厚接触者または濃厚接触者の可能性がある場合、「職務専念義務の免除」とする。
- (4) 臨時休業等の考え方  
磐田市教育委員会の指示によって対応する。

#### 2 感染者・濃厚接触者が発生した場合の対応

- (1) 生徒及び教職員に感染者が判明した場合
- ① 磐田市教育委員会・学校医・学府内小学校に直ちに連絡

誰が	どこに
校長	磐田市教育委員会
教頭	学府内小学校等
養護教諭	学校医 ・ 学校薬剤師

情報を受けた職員は、直ちに管理職に連絡する。  
**教頭が窓口**となり、情報収集する。資料4

- ② 保護者への通知  
通知文作成・配信 ⇒ 教頭
- ③ 学校内の消毒対応  
学校薬剤師や保健所等に相談し、指示を受けて対応する。

(2) その他の臨時休業に係る広報通知

- ① 教育委員会が臨時休業を決定した場合は、紙媒体・ホームページ、保護者メール等で速やかに、休業期間を通知する。
- ② 臨時休業の通知にあわせて、保護者に健康観察（健康チェック表への記入）、感染拡大防止のための注意喚起、休業中の過ごし方（学習・生活）等を依頼する。

## IV 教育活動における留意事項

原則：クラスターの発生リスクをさげるために、3密「密閉・密着・密集」回避

### 1 学習指導に関すること

#### (1) 各教科等に共通する感染症対策

- ・教室等のこまめな換気を徹底する。
- ・マスクを着用する。(児童生徒、教職員) ※体育・保健体育科は別途
- ・共用の教材、器具、情報機器などを適切に消毒する。
- ・共用の教材、器具、情報機器などを触る前後での手洗いを徹底する。
- ・密集することを避けるため、屋外や複数の教室に分かれて授業をするなどの学習形態を工夫する。

#### (2) 地域の【感染レベル】に応じて活動内容・方法を工夫する

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『新しい学校の生活様式 Ver6』による【レベル3】

- 「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として以下の活動は実施しない。
  - ★各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
  - ★音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
  - ★技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
  - ★保健体育における「児童生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
  - ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
  - ・美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

#### 【レベル2】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを、下記留意事項※1、※2について踏まえ、検討する。

※1 生徒どうし、生徒と教師の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合って発声」は可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向く、また回数や時間を絞る。

※2 活動★については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

#### 【レベル1】

上記「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は、換気、身体的距離等の感染対策をとった上で実施することを検討する。活動内容によっては、レベル2地域における留意事項※1、※2についても参照する。

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症分科会提言(※)における分類		
レベル3	ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	(病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が派生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。)
	ステージⅢ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	(ステージⅡと比べてクラスターが広範囲に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。)
レベル2	ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	(3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療体制への負荷が蓄積しつつある。)
	ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	

※「今後想定される感染状況と対策について」(令和2年8月7日新型コロナウイルス感染症分科会提言)



### (3) 感染の可能性が高い教科ごとの対応

#### ○ 理科

- ・ 実験において、特に目、鼻に直接接触れる器具は念入りに消毒する。
- ・ 演示実験は、生徒間の距離を十分あけ、できる限りモニターに写して見せる。

#### ○ 音楽科

- ・ 歌唱はマスクを着用して行う。また、生徒どうし距離はできる限り2m、少なくとも1mあけ、向き合わないようにする。
- ・ 口に触れる楽器の学習は当面見合わせ、代替楽器で器楽の学習を行う。
- ・ 共用する楽器や用具は、使用後に消毒する。

#### ○ 美術科

- ・ 共用する用具は、使用後に消毒する。
- ・ グループでの鑑賞活動は、生徒どうし1m以上距離をとり、正対しないよう配席する。

#### ○ 保健体育科

- ・ 活動内容や生徒の健康状態によって、マスクを着脱する。
  - \* 激しく呼吸することで飛沫するため、生徒間の距離をとる。
- ・ できる限り屋外で実施する。
- ・ 体育館を使用する場合は、体育館の窓は全開し、十分な換気を行う。
- ・ 多数の生徒が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口など顔部分を触らないように指導する。
- ・ 終了後は、必ず流水と石けんで丁寧に手洗いをさせる。
- ・ 準備や片付けにおいて、近距離になる状況を避けるよう配慮する。
- ・ 水泳の授業において、更衣室で密にならないよう配慮する。
- ・ 泳ぐレーンで生徒が対面しないよう配慮する。
- ・ できるだけ早期に、「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」追補版、中学校体育科（保健分野）第3学年の「感染症の予防」において、新型コロナウイルス感染症を取り上げた指導事例を通じて指導する。

#### ○ 技術・家庭科

- ・ 実習を行う場合は、生徒同士1m程度離れて作業できるように配席を工夫する。
- ・ 実習台や工作機械、PC等の共用の用具は使用後消毒をする。また、事前の手指消毒を徹底する。
- ・ 家庭科の調理実習では、細菌・ウイルス感染対策について衛生管理、指導をより一層徹底する。また、感染状況や市教委の指示も仰ぎ実施を判断する。

#### ○ 英語科

- ・ 話し合い活動、対話活動はソーシャルディスタンスに気を付けながら実施する。
- ・ コミュニケーション活動の中で、教師、ALT、生徒どうしの握手・ハイタッチや身体の接触を伴う活動は避ける。

#### ○ 学活等

- ・ 適宜新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた意識づけを図る。

### (4) 熱中症対策のため、学校生活時授業中でも適宜給水する。

#### ○ WBGTが25℃（警戒）以上の場合は、必ず給水できるように配慮する。

#### ○ 生徒の状態を観察し、必要時には給水させる。近くに水筒を置いておく。

#### ○ 水筒の中身については、その日の活動内容に応じて、湯茶または希釈したスポーツドリンク等で体調管理できるよう本人及び家庭で判断する。

（保健室・事務室には経口補水液「OS-1」を備蓄している）

## 2 給食時・清掃時・休み時間

### (1) 給食時の留意事項 必須 石けんで30秒間手洗い + 手指消毒

#### <配膳時>

- ① 給食当番の健康観察を強化する。症状が1つでもある場合は、給食当番は行わない。
- ② 給食当番は石けんで30秒間の手洗いと手指消毒をしたのち、正しい身なりで配膳する。
- ③ 配膳台を「アルコール消毒」または「次亜塩素酸水」で拭く。生徒の机上はラッパマット使用。
- ④ 配膳中は話をしない。
- ⑤ 配膳待機中生徒は、前後に間隔をとり整列する。

#### <喫食事>

- ① 飛沫を飛ばさないように、机は向かい合わせにしない。全員が前向きで、会話は控える。
- ② 食べ物の交換は行わない。食べられない場合は残し、食缶にもどす。

#### <片付け>

- ① 密着・密集にならないように気をつけて片付ける。
- ② 給食当番は片付け後、必ず、石けんで30秒間の手洗いと手指消毒をする。

### (2) 清掃時の留意事項 必須 石けんで30秒間手洗い + 手指消毒

- ① 近距離にならないように、各自が分担場所を掃除する。
- ② 清掃終了後は、石けんで30秒間手洗いをし、手指消毒を行う。  
特に、トイレ掃除の生徒は、念入りに手を洗う。

### (3) 休み時間の留意事項

- ① 休み時間の過ごし方については、密着・密集をさけるよう指導を行うが、生徒の心の安定・調整をはかることができるよう、指導や指示を行う場合には配慮をする。
- ② 昼休みの密着・密集を緩和させるため、状況により生徒の居場所を設置する場合もある。

## 3 集会・儀式的行事

体育館で集会を行う場合は、生徒同士は前後左右に1m以上の間隔を開ける。そのため、3学年が一堂に会することに配慮する。

全校集会を行う必要がある場合は、状況によって、放送で実施する場合もある。

## 4 校外活動

地域の感染状況等により市教委の指示を受け判断していく。

活動を実施する場合も、「手洗い（消毒）」「マスク着用」「健康観察」を徹底し、常に「3密回避」しながら感染防止対策をする。

## 5 部活動 必須 健康観察・活動前後の手洗い・活動中の換気・用具の消毒

- (1) 基本的な感染対策（健康観察、活動前後の手洗い、換気等）を徹底する。
- (2) 「アルコール消毒」「次亜塩素酸水」により用具の消毒は適宜に行う。
- (3) 3密回避を意識した活動内容とする。※指示を聞く場面や軽度の運動時はマスクを着用する
- (4) 生徒同士、生徒と顧問が近距離での会話や発声を避けるよう、練習内容を工夫する。
- (5) 接触感染防止のため、用具の貸し借りはしない。
- (6) 休日の活動においても生徒の健康チェックカードの提出と健康観察を必ず行う。
- (7) 相手との接触を伴う活動や、多人数が集まったの活動を行う場合には、参加する生徒と指導にあたる顧問等が過去2週間以内に体調不良（発熱等の風邪症状）を起こしていないこと、及び、その同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないことを確認したうえで行うようにする。また、途中で活動を一旦止めて人と人の距離をとったり、換気により外気を取り入れたりするなど、感染症対策も十分に行う。

(8) 大会や練習試合・合同練習、演奏会等については5(7)と同様に参加者やその家族等の過去2週間の健康状態に問題がない場合に実施することができる。

※ 必ず「保護者の参加同意書」「健康調査票」を提出させる。

※ 会場の換気や更衣室での密状態を避けるなどの感染症対策も行うようにする。

※ マスクについては5(7)同様とする。

※ 大会や練習試合については、参加校や校数、参加人数等を事前に管理職に報告し、実施可否を確認する。地域の感染状況や地域の中学校との情報交換、市教委からの指示等を基に判断していく。

## 6 体育大会・修学旅行等の学校行事 地域の感染状況等により市教委の指示の下判断する。

(1) 「3密回避」対策を講じた活動内容・方法とする。

(2) 発熱・かぜ症状等がある場合は参加しない。

(3) 「手洗い(消毒)」「マスク着用(活動内容による)」を指導する。

(4) 家庭で検温や健康観察を行い、健康チェック表で健康状態を確認する。

## 7 健康診断 磐田市教育委員会の指示による。

(1) 学校医・学校歯科医と十分協議し、感染症予防策を講じて実施する。

(2) 広い場所(視聴覚室・多目的ホール・多目的教室)を使用し、会場の換気を十分に行う。

(3) 一度に多くの生徒を会場に入れず、廊下に待機させ、互いの距離を1m以上あける。

(4) 会話は必要最低限とする。

## V 保護者への注意喚起

学校現場での感染リスクに備えるとともに、学校外での生活においても感染症予防に努める必要があるため、以下の点について保護者への注意喚起を行う。

(1) 家族全員で検温・健康観察を行う。

※ 同居する家族で疑わしい症状(発熱、かぜ症状等)がある場合、必ず学校に連絡をする。  
生徒は無症状であっても登校を自粛する。「出席停止」となる。

(2) 家庭での十分は睡眠・適度な運動・バランスのとれた食事・換気の励行を行う。

(3) 家族で手洗いや咳エチケットを徹底する。

(4) 家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるために「3密」防止を行う。

## VI その他

### 1 就学援助等に関すること

保護者が新型コロナウイルス感染症の影響により解雇・廃業等で家計が急変した場合、申請により就学援助を受けることが可能であることを保護者に対し周知する。

窓口は事務主事及び市事務とする。

### 2 外国籍生徒・保護者への対応

新型コロナウイルス感染症に関する通知文書や対応について周知するため、翻訳・通訳が必要な場合は、磐田市教育委員会に相談する。

窓口は生徒指導主事とし、学年主任を通じて対応する。

### 3 新型コロナウイルス感染症対策に関わる物品購入

市費(医薬材料費)にて購入し対応する。

## VII 相談先

「静岡県発熱等相談センター」

年中無休 24時間対応 ☎050-5371-0561 FAX054-281-7702

「磐田市電話相談窓口」(新型コロナウイルス関係対応班)

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ☎0538-37-2013